

65歳以上のみなさんへ

介護保険が変わります

①やさしさ あんしん いきいきプラン

平成30～32年度を対象とした「第7期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築することを基本理念とし、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け取り組んでいきます。

詳細は市ホームページ、市政情報コーナー、図書館をご覧ください。



②平成30～32年度の保険料が変わります

介護保険事業計画の中でサービスの利用量、第1号被保険者数の増加を考慮して決定しています。

保険料段階	対 象		保険料率	保険料年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金の受給者で、本人と世帯全員が住民税非課税 本人と世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 		基準額×0.43 (※)	26,980円 (※)
第2段階	本人と世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下		基準額×0.70	43,930円
第3段階	本人と世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える		基準額×0.75	47,070円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.85	53,340円
第5段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	基準額	62,760円
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10	69,030円
第7段階		前年の合計所得金額が125万円以上150万円未満	基準額×1.25	78,450円
第8段階		前年の合計所得金額が150万円以上200万円未満	基準額×1.40	87,860円
第9段階		前年の合計所得金額が200万円以上250万円未満	基準額×1.50	94,140円
第10段階		前年の合計所得金額が250万円以上300万円未満	基準額×1.60	100,410円
第11段階		前年の合計所得金額が300万円以上350万円未満	基準額×1.70	106,690円
第12段階		前年の合計所得金額が350万円以上400万円未満	基準額×1.80	112,960円
第13段階		前年の合計所得金額が400万円以上450万円未満	基準額×1.90	119,240円
第14段階		前年の合計所得金額が450万円以上500万円未満	基準額×2.00	125,520円
第15段階		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額×2.10	131,790円
第16段階		前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×2.20	138,070円
第17段階		前年の合計所得金額が800万円以上	基準額×2.30	144,340円

○(※)第1段階の保険料率・保険料年額は、公費による軽減後のものです。

○第1～3段階は、政令改正により更なる公費軽減を実施する場合があります。

○介護保険法施行令の改正により、平成30年4月から、保険料段階の判定基準となる合計所得金額は、長期譲渡所得・短期譲渡所得では、特別控除後の所得金額を用いることになりました。

なお、第1～5段階は、基準となる合計所得金額から公的年金などに係る雑所得を控除した額を用いることになりました。

③8月から介護サービスの利用者負担割合が変わります

制度改正により、65歳以上のかたで、特に所得が高いかたの利用者負担割合が3割に引き上げられます。

所得要件など	負担割合
本人の合計所得金額が160万円未満のかた。	1割
本人の合計所得金額が160万円以上。かつ、同世帯65歳以上のかたの「年金収入＋その他の合計所得金額」が、1人の場合で280万円以上、2人以上の場合で合計346万円以上あるかた。	2割
本人の合計所得金額が220万円以上。かつ、同世帯65歳以上のかたの「年金収入＋その他の合計所得金額」が、1人の場合で340万円以上、2人以上の場合で合計463万円以上あるかた。	3割

負担割合は、7月下旬に送付する「負担割合証」で確認してください。

問い合わせ…介護保険課 ①☎048-259-9004 ②☎048-259-7295 ③☎048-259-7296 FAX048-252-3737